

現 場 説 明 書

1. 工事名 防護柵設置外工事（緑 8－2）

2. 現場説明書及び現場説明に対する質問回答書について

- (1) 質問回答書の提出期限 『令和 8 年 7 月 2 1 日（火） 1 7 時』
- (2) 質問回答書の提出先メールアドレス 『keiyaku-qa@city.chiba.lg.jp』
- (3) 質問回答書のメール表題 『（工事名）質問書【申請者名】』
※ファイル形式：Microsoft office word
- (4) 質問回答書の回答期間 『令和 8 年 7 月 2 3 日（木） 1 3 時から
令和 8 年 7 月 2 8 日（火） 1 7 時まで』
- (5) 質 問 対 象 質問の対象は設計図書を含みますので、質問にあたっては、本現場説明書及び別冊の図面、仕様書等を熟読すること。

3. 説明事項

(1) 入札（又は見積書）の提出について

本工事の入札に当たっては、一般競争入札の公告、公募型指名競争入札の公示、指名通知書（又は見積もり通知書、主な契約条件等も記載）、図面、仕様書、千葉市建設工事等における入札のてびき及びこの現場説明書等をよく確認のうえ、入札書（又は見積書）、積算内訳書を提出するものとする。

(2) 入札の執行及び落札者の決定について

入札の執行及び落札者の決定は、千葉市契約規則、入札約款及び入札の心得の定めるところによります。

(3) 落札者にお渡しする書類について

入札執行後、落札者には次の事項についての説明書類をお渡しします。

ア 契約の保証に関する説明書

イ 契約書

(4) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象に関する情報の通知について

落札者（随意契約の場合にあっては、契約の相手方）は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 0 条の 2 第 2 項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定（随意契約の場合にあっては、契約の相手方の決定）から請負契約を締結するまでに、千葉市長に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

4. 工事に関する説明事項（別紙－ 1 による）

工 事 に 関 す る 説 明 事 項

- (1) 設計図書、千葉市土木工事標準仕様書及び関係法令の内容を十分理解すること。
- (2) 工期を厳守すること。また、下検査及びその手直しは工期内に実施すること。
- (3) 契約後、速やかに「施工計画書及び使用材料承諾願い」を提出し承諾を得ること。
- (4) 工事着手前に現場に存在する全ての境界標識を確認することを原則とする。
- (5) 下請けを行う場合は、「下請負の適正化に関する指導指針」に従い、下請け選定通知書を提出すること。
- (6) 現場代理人は、常に監督員と連絡が取れる体制にしておくこと。
- (7) 設計書及び発注者の主旨を十分理解し、事前に現場の調査を行い必要があれば監督員と協議すること。
- (8) 工事は事前に施工方法、施工時期等、地元住民に対し十分な理解を得ること。
また、工事中も工程の進捗により適切に地元と調整すること。
- (9) 地元住民及び第三者への対応は丁寧に行い、不用意な言動は慎むこと。
- (10) 地元住民と協議する場合は事前に監督員の承諾を得ること。
- (11) 施工方法及び使用材料が施工計画書、材料承諾願いと異なる場合は、事前に変更の承認を監督員に得ること。
- (12) 他の機関との調整協議が必要な場合は監督員に連絡すること。
- (13) 建設発生土及びその他の建設副産物の処理については法令等に準拠し適切に搬出すること。なお、建設副産物のうち産業廃棄物に該当する建設副産物の処理は、特記仕様書によること。
- (14) 工事を施工するに当たっては、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を施工計画書に添付すること。また、これらの実施書は工事完成後速やかに監督員まで提出するものとする。